

議案第36号

損害賠償額の決定及び和解について（追認）

上記の議案を次のとおり提出する。

令和4年3月3日

つくば市長 五十嵐立青

損害賠償額の決定及び和解について（追認）

公務中における公用車の事故に関し、次のとおり損害賠償額を決定し、和解したため、議会の議決を求める。

記

1 人身事故

(1) 損害賠償額の決定及び和解の日

平成31年2月21日

(2) 事故発生の日時

平成28年12月27日 午前9時45分頃

(3) 事故発生の場所

つくば市倉掛803番地3

(4) 相手方

ア 住所 茨城県土浦市

イ 氏名

(5) 事故の概要

福祉支援センター利用者宅において、相手方が送迎車両のサイドドアから荷物を搬入している際に当該車両が発進してしまい、相手方を負傷させたもの

(6) 損害賠償額

金 1,584,070 円

(7) 和解の概要

ア つくば市は、相手方に対し、金 1,584,070 円を支払った。

イ 相手方は、その余の請求を放棄した。

ウ つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認した。

2 人身・物損事故

(1) 損害賠償額の決定及び和解の日

令和 2 年 6 月 14 日

(2) 事故発生の日時

令和元年 9 月 25 日 午前 11 時 55 分頃

(3) 事故発生の場所

つくば市新井 9 番地 2 付近

(4) 相手方

ア 住所 茨城県取手市

イ 氏名

(5) 事故の概要

信号のない交差点を左折しようとして交差点に進入した際に、右から直進してきた相手方車両の左側後方部と衝突し、相手方を負傷させ、及び相手方車両を損

傷させたもの

(6) 損害賠償額

金 1,380,624 円

(7) 和解の概要

ア つくば市は、相手方に対し、金 1,380,624 円を支払った。

イ 相手方は、その余の請求を放棄した。

ウ つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認した。

3 - 1 人身・物損事故

(1) 損害賠償額の決定及び和解の日

令和元年 12 月 23 日

(2) 事故発生の日時

令和元年 11 月 24 日 午後 1 時 20 分頃

(3) 事故発生の場所

つくば市東光台五丁目 1 番地 1 付近

(4) 相手方

ア 住所 茨城県筑西市

イ 氏名

(5) 事故の概要

信号のない交差点を直進しようとして交差点に進入した際に、左から直進してきた相手方車両の右側後方部と衝突し、さらに相手方車両が別の停止中の車両に衝突し、相手方を負傷させ、及び相手方車両を損傷させたもの

(6) 損害賠償額

金 1,494,343 円

(7) 和解の概要

- ア つくば市は、相手方に対し、金 1,494,343 円を支払った。
- イ 相手方は、その余の請求を放棄した。
- ウ つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認した。

3 - 2 人身事故（公用車の同乗者）

(1) 損害賠償額の決定及び和解の日

令和 3 年 8 月 9 日

(2) 事故発生の日時

令和元年 11 月 24 日 午後 1 時 20 分頃

(3) 事故発生の場所

つくば市東光台五丁目 1 番地 1 付近

(4) 相手方

ア 住所 東京都中野区

イ 氏名

(5) 事故の概要

信号のない交差点を直進しようとして交差点に進入した際に、左から直進してきた車両の右側後方部と衝突し、公用車に同乗していた相手方を負傷させ、及び後遺障害第 14 級の損害をもたらしたもの

(6) 損害賠償額

金 2,772,800 円

(7) 和解の概要

ア つくば市は、相手方に対し、金 2,772,800 円を支払った。

イ 相手方は、その余の請求を放棄した。

ウ つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認した。

ただし、今後相手方に第 14 級を上回る後遺障害が発生し、それが自賠責保険において本件事故との因果関係が認められ、かつ、後遺障害として新たに上位等級が認定された場合には、つくば市と相手方は別途協議を行う。

（提案理由）

公務中における公用車の事故に関し、損害賠償額を決定し、和解したため、提出するものである。

リース契約公用車の事故に係る損害賠償額の決定及び和解について（追認）一覧

	事故区分	和解日	事故発生日	事故発生時刻	事故発生場所	相手方住所	相手方氏名	事故の概要	損害賠償額	車両管理課
追認1	人身事故	H31. 2. 21	H28. 12. 27	午前9時45分頃	つくば市倉掛803番地3	茨城県土浦市 ■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■	■■ ■■	福祉支援センター利用者宅において、相手方が送迎車両のサイドドアから荷物を搬入している際に当該車両が発進してしまい、相手方を負傷させたもの	1,584,070円	福祉支援センターさくら
追認2	人身・物損事故	R2. 6. 14	R1. 9. 25	午前11時55分頃	つくば市新井9番地2付近	茨城県取手市 ■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■	■■ ■■	信号のない交差点を左折しようとして交差点に進入した際に、右から直進してきた相手方車両の左側後方部と衝突し、相手方を負傷させ、及び相手方車両を損傷させたもの	1,380,624円 (対物380,624円 対人1,000,000円)	道路管理課
追認3-1	人身・物損事故	R1. 12. 23	R1. 11. 24	午後1時20分頃	つくば市東光台五丁目1番地1付近	茨城県筑西市 ■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■	■■ ■■	信号のない交差点を直進しようとして交差点に進入した際に、左から直進してきた相手方車両の右側後方部と衝突し、さらに相手方車両が別の停止中の車両に衝突し、相手方を負傷させ、及び相手方車両を損傷させたもの	1,494,343円 (対物1,436,292円 対人58,051円)	管財課
追認3-2	人身事故	R3. 8. 9	R1. 11. 24	午後1時20分頃	つくば市東光台五丁目1番地1付近	東京都中野区 ■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■	■■ ■■	信号のない交差点を直進しようとして交差点に進入した際に、左から直進してきた車両の右側後方部と衝突し、公用車に同乗していた相手方を負傷させ、及び後遺障害第14級の損害をもたらしたものの	2,772,800円	管財課